

川崎市学校給食センター条例施行規則の制定について

川崎市学校給食センター条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市学校給食センター条例（平成29年川崎市条例第22号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施学校）

第2条 川崎市学校給食センター（以下「センター」という。）が学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。

名称	学校名
川崎市南部学校給食センター	大師中学校、南大師中学校、川中島中学校、桜本中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、富士見中学校、川崎中学校、川崎高等学校附属中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、南加瀬中学校、橘中学校、東高津中学校、宮崎中学校、有馬中学校、宮前平中学校、向丘中学校、菅生中学校

（事務分掌）

第3条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- （1）センターの衛生管理に関すること。
- （2）施設及び設備の維持管理に関すること。
- （3）学校給食の配送に関すること。
- （4）給食物資の検収及び保管に関すること。
- （5）調理業務に関すること。
- （6）献立作成に関すること。
- （7）食品衛生に関すること。
- （8）食物アレルギーに係る相談等に関すること。

(9) 実施学校の食育指導に関すること。

(10) その他センターの運営に関すること。

(職員)

第4条 センターに所長を置く。

2 センターに担当課長、課長補佐、指導主事、担当係長及び主任を置くことができる。

(職務等)

第5条 所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当課長、課長補佐、指導主事及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

3 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(職務の代理)

第6条 所長、担当課長、課長補佐及び担当係長に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

制 定 理 由

川崎市学校給食センター条例の施行に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。